

参考資料 2
中央教育審議会大学分科会
大学院部会（第 125 回）
R8. 5. 11

（教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ（第 10 回）資料 1-2）

具体的な評価基準・項目・評価の視点・判断例（素案）

※ 4 年制大学の学部を想定したモデル

質保証の視点

評価の基本的な方針 I.

明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

<評価基準①>

大学の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、学位にふさわしい「養成する人材像」を適切に定め、社会にわかりやすく掲げているか

<評価項目>

- a. 大学の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」が適切に定められ、示されていること

【根拠資料例】

- 大学・学部等の理念と「養成する人材像」を記載した学則及びHPでの公表を示す資料
 - 産学連携協議会議事録、外部評価委員会報告書、自治体との連携協定書等の養成する人材像が社会・地域ニーズを踏まえていることがわかる資料等
 - 全国学生調査
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

学教法第 83 条、学教法施行規則第 172 条の 2、大学設置基準第 2 条、認可基準告示第 1 条第 1 項第 2 号

質保証の視点

- 「養成する人材像」が学位にふさわしく、大学・学部等の理念や社会・地域のニーズ等を踏まえたものになっており、学生・教職員の間で共有され、社会に対して発信されているか。

【判断例】

- 学部等ごとに、人材の養成に関する目的が学則等に定められていないなど、「養成する人材像」が示されていない。
- 「養成する人材像」が、大学等が担うべき法令上の目的・役割に照らして、整合性のあるものとなっていない。
- ※ 例えば、「養成する人材像」が深く専門の学芸を教授し知的・道徳的及び応用的能力を展開させる大学の教育目的と整合しない場合。
- 「養成する人材像」が大学の理念や社会・地域のニーズ等を踏まえたものになっていない。
- ※ 例えば、「養成する人材像」が社会や地域ニーズを踏まえたものになっているとの根拠が示せない場合。

評価の基本的な方針 I.

明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

<評価基準②>

「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」(DP)において示しているか

<評価項目>

- a. 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力が「卒業認定・学位授与の方針」(DP)で示されていること

【根拠資料例】

- 学部等の DP を示している学則もしくは公表を示す資料
※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 165 条の 2

質保証の視点

- 掲げている「養成する人材像」と DP との関連が示され、DP が分野別参照基準や国際基準、学士力やジェネリックスキルに関する国際基準などを踏まえたものになっているか。

【判断例】

- 「養成する人材像」に照らし必要かつ学位にふさわしい資質能力が DP に掲げられていない。
※ 「学位にふさわしい」か否か判断する際は、例えば、分野別参照基準や国際基準、学士力やジェネリックスキルなどを踏まえているか確認する。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制

<評価基準①>

「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切なカリキュラムを整備しているか

<評価項目>

- a. 「卒業認定・学位授与の方針」(DP)と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」(CP)が策定されていること

【根拠資料例】

- CPを示す資料
- DPとCPの関係性を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第165条の2、施行規則第172条の2

質保証の視点

- DPと整合性があるCPが定められているか。

【判断例】

- DPと整合性のあるCPが策定されていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制

<評価基準①>

「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切なカリキュラムを整備しているか

<評価項目>

b. 「教育課程編成・実施の方針」(CP)と「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に基づく学修成果の評価を多面的に行う考え方が策定されていること

【根拠資料例】

- DPに基づいたアセスメントプラン
※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

なし

質保証の視点

教育の成果を点検・評価するための学修成果の評価を多面的に行う考え方が策定されているか。

【判断例】

教育の成果を点検・評価するための学修成果の評価を多面的に行う考え方が策定されていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制

<評価基準①>

「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切なカリキュラムを整備しているか

<評価項目>

c. 「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則してカリキュラムが体系的に編成され、ふさわしい授業科目を開設していること

【根拠資料例】

- シラバス
- 履修要項
- シラバスを確認するための組織体制等を示す資料
- カリキュラムツリー、カリキュラムマップなど体系的なカリキュラム編成等を示す資料
- 全国学生調査

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 19 条～第 25 条、施行規則第 172 条の 2

質保証の視点

- CP に照らしてカリキュラムが体系的に編成されているか。
- カリキュラムを編成するための責任と権限を持った決定機関があるか。
- シラバス等を通じて「授業科目」「授業の方法・内容」「年間の授業計画」が明示されているか。
- 学位にふさわしい授業科目が開設されているか。
- 授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数が適切に定められているか。

【判断例】

- 「養成する人材像」や DP・CP を実現するために十分な教育課程が体系的に編成されていない。
 - ※ 体系性の判断例
 - ・ 教育課程の編成に当たって、学部等の選好に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮がなされていない。
 - ・ 「主要授業科目」が、学生に学位を取得させるに当たって、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するために必要な科目であって、当該授業科目と DP・CP との関係性を踏まえたものとなっていない。
 - ・ 必修科目、選択科目及び自由科目の位置付けが勘案されていない。
 - ・ 大学の教育上の目的に沿って、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に適切に担当していない。
 - ・ 「養成する人材像」に対応した履修モデルが示されていない。
- 個別の科目の内容が、大学の教育としてふさわしい内容・水準となっていない。
 - ※ 卒業要件単位に算入することが認められないものの例（卒業要件単位に算入しない科目として開講することは可能）
 - ・ 授業内容がリメディアル教育、資格試験対策、ビジネスマナーや就職対策等に終始しているもの
 - ・ 情報リテラシーで単にワープロソフトの操作を学ぶ等の水準に終始しているもの
- 明らかに授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮しておらず、単位数を適切に定めていない。
- 授業が講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切な授業方法が行われていない。
- メディア授業を実施する場合、具体的な実施方法等が提示され、面接授業に相当する教育効果を有するものである内容となっていない。
- 設定されている授業科目を実践する上で適切な学生数となっていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制

<評価基準①>

「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切なカリキュラムを整備しているか

<評価項目>

d. 授業を担当するにふさわしい資質・能力を有している教員及び指導補助者が授業担当として配置されていること

【根拠資料例】

- 教育研究組織の構成・教員選抜方針を示す資料
- 教員データ（氏名、年齢、保有学位、直近の研究業績若しくは実務経験等）
- 授業科目の担当教員表

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第7条～第10条、第12条～17条

質保証の視点

研究業績や教育実績等に照らしてふさわしい資質・能力を有している教員等が配置されているか。

【判断例】

- 教員数が大学設置基準を満たしていない。
- 学部等の規模や授与する学位の種類・分野に応じ必要な教員及び事務職員等が配置されていない。
- 教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮されていない。
- 演習、実験、実習・実技を伴う授業科目について、助手を配置するなど、指導体制が配慮されていない。
- 授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者が授業の一部を分担する場合、十分な教育効果を上げられることについて、合理的な説明がなされていない。
- 教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等の相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制が確保されておらず、教育研究に係る責任の所在を明確にしていない。
- 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態（・処遇等）において、基幹教員（又は専任教員）の位置付けを明確にしていない。
- 実務家教員について、当該分野の実務経験を有する者で構成され、保有資格、実務の業績、実務を離れてからの期間等を踏まえて、十分な実務能力を有した者であることが説明されていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制

＜評価基準①＞

「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切なカリキュラムを整備しているか

＜評価項目＞

- e. 「教育課程編成・実施の方針」(CP)に照らして、必要な資質・能力を測るために「入学者受入れの方針」(AP)が適確に定められ、入学者選抜方法が明確に示されていること

【根拠資料例】

- APを示す資料
- 入学者選抜方法を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第165条の2、施行規則第172条の2、大学設置基準第2条の2

質保証の視点

- 適確なAPが定められ、それに沿った入学者選抜方法が示されているか。

【判断例】

- 適確なAPが定められていない。
- APは定められているが、それに沿った入学者選抜方法になっていない。
- APは定められているが、入学者選抜方法が明確になっていない。
- 「養成する人材像」とAPが整合性をもって説明されていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制

<評価基準②>

施設、設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備しているか

<評価項目>

- a. 学修支援に関する大学としての方針に基づき、学修支援に必要な情報を学生が確認できていること

【根拠資料例】

- 学修支援に関する大学の基本方針
- 学修支援体制組織図及び関連規程などの学修支援体制を示す資料
- 修学、進路選択、心身の健康等に係る支援に関する情報公表を示す資料
- 全国学生調査

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 172 条の 2

質保証の視点

- 学修支援に関する適確な方針・体制があり、留学生や障害のある学生など個々のニーズに合った情報提示が行われているか。

【判断例】

- 教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組んでおらず、また、そのための体制を整えていない。また、その体制等について学生への情報提示が行われていない。
- 修学、進路選択、心身の健康等に係る支援に関する情報を適切に公表していない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制

<評価基準②>

施設、設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備しているか

<評価項目>

b. 学修環境が整備されているとともに、必要な情報を学生が確認できていること

【根拠資料例】

- 校地・校舎等の面積
 - 設置基準上必要とされている施設等の整備状況
 - 教育環境の情報公表をしていることを示す資料
 - ラーニングcommons等の自主学習スペースなどの設置状況
 - ラーニングcommons等の自主学習スペースの活用状況報告書
 - ICT利用のための方針
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第34条～第40条の3、施行規則第172条の2

質保証の視点

校地・校舎等面積の基準を満たし、基準上必要な施設設備を備え、ラーニングcommons等の自主学習スペースなど学生の学修のために必要なスペース等の確保が十分か。

【判断例】

- 校地・校舎等の面積が大学設置基準を満たしていない。
- 基準上必要な施設設備が備えられていない。
- 校地・校舎等の施設及び設備などの教育環境に関する情報を公表していない。
- 学生との個別面談・指導のためのスペースや学生が休息、交流できるスペースが十分でない。

評価の基本的な方針Ⅲ.

学生の学修成果の適切な把握と評価

<評価基準①>

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っているか

<評価項目>

a. 卒業の基準、判定方法、体制等を明らかにしていること

【根拠資料例】

- 学則など卒業の基準や判定方法・体制を示す資料
※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 25 条の 2、第 32 条、施行規則第 172 条の 2

質保証の視点

- 卒業の基準や判定方法・体制が明らかで、その内容等が十分か。
- 学生に対して、授業の方法・内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示することとなっていない。

【判断例】

- 卒業の基準や判定方法・体制が明らかでない。
- 124 単位以上修得することなどの卒業に関する法令上の要件を満たしていない。

評価の基本的な方針Ⅲ.

学生の学修成果の適切な把握と評価

<評価基準①>

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っているか

<評価項目>

b. 授業の単位認定が適切に行われていること

【根拠資料例】

- 学修成果に係る基準・判定方法・体制等を明らかにした資料
- 学修成果に係る評価に当たっての基準の公表を示す資料
- 既修得単位の認定状況に関する資料
- 科目ごとの成績分布
- 科目ごとの履修者数
- 適切な単位認定を行うための体制を示す資料
- 事前事後学習や適確な単位認定がされていることを大学が確認した結果を示す資料
- 異議申し立て制度など評価の透明性確保を示す資料
- 全国学生調査

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 21 条～第 23 条、第 25 条の 2、第 27 条～第 30 条、施行規則第 172 条の 2

質保証の視点

単位認定が適切に行われているか。

【判断例】

- 1年間の授業期間が、35週確保されていない。
- 各授業科目の授業が、十分な教育効果を上げることができるような8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間が設定されていない。
- 単位互換を行う場合、他の大学において履修した授業科目について、60単位を超えない範囲とされていない。
- 成績評価基準に従って厳格な成績評価が行われていない。
- 授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業を1単位としておらず、単位数を適切に定めていない。

評価の基本的な方針Ⅲ.

学生の学修成果の適切な把握と評価

<評価基準①>

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っているか

<評価項目>

c. 卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」(DP)の到達度に関して、「何を学び、身に付けることができたのか」を多面的な方法により把握し、評価していること

【根拠資料例】

- DPの到達度を把握・評価していることを示す資料
※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第25条の2

質保証の視点

DPの到達度を把握するために適確な直接評価と間接評価を実施しているか。

【判断例】

- 学修の成果・学位論文に係る評価、卒業の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示し、当該基準に従って適切に行う仕組みとなっていない。
- 成績評価の基準・方法について、学部等全体としての基本方針を踏まえ適切に設定されていない。
- DPの到達度を把握するための適確な直接評価と間接評価を実施していない。

評価の基本的な方針Ⅲ.

学生の学修成果の適切な把握と評価

<評価基準②>

在学中の学修成果の結果が、大学・学部の掲げる「養成する人材像」につながっているか

<評価項目>

- a. 「養成する人材像」を実現するために必要な「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に示されている資質・能力を身に付けた学生を社会等に輩出できていることを明らかにし、社会に示していること

【根拠資料例】

- 卒業者数
 - 就職率・進学率データ
 - 卒業生や雇用先のアンケート調査やヒアリング調査結果
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出

【関係法令】

施行規則第 172 条の 2

質保証の視点

- 「養成する人材像」や DP に見合う人材を育成し、社会に対して輩出できているという明確なデータや根拠を示しているか。

【判断例】

- 「養成する人材像」や DP に見合う人材を育成し、社会に対して輩出できていることを示す卒業者数、進学者数、就職状況を把握できておらず、適確に社会に示されていない。

評価の基本的な方針Ⅳ.

学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

<評価基準①>

学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用しているか

<評価項目>

a. 教育改善のための体制が構築されていること

【根拠資料例】

- 教育改善のための体制に係る説明図（規程・体制図など）
 - 受審単位ごとの自己点検・評価報告書
 - 授業・内容及び方法の改善を図るための研修を実施する仕組みを示す資料
 - 教員及び事務職員の必要な能力及び資質を向上させるための研修機会の提供を示す資料
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第1条第3項、細目省令第1条第2項第1号ト及び同項第2号

質保証の視点

教育改善を図るための体制があり、運用されているか。

【判断例】

- 教育改善に係る規程や体制が整っていない。
- 教育改善に係る規程や体制はあるが、規程どおりに運用されていない。
- 教育改善に係る規程や体制があり、規程どおりに運用されているが、客観的なデータ等を用いて運用されていない。
- 受審単位ごとでの自己点検・評価の実施に努めていない。
- 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっていない。
- 大学等の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員に必要な知識・技能を修得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることその他必要な取組を行うこととしていない。
- 授業の一部を分担する指導補助者（教員を除く。）がいる場合、当該補助者に対し必要な研修を行うこととしていない。

評価の基本的な方針Ⅳ.

学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

<評価基準①>

学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用しているか

<評価項目>

- b. 様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること

【根拠資料例】

- 学修成果の把握・評価した結果を教育改善に活かしている自己点検・評価報告書
 - 自己点検・評価結果に基づく改善計画
 - 地域、産業界、教職員、学生などのステークホルダーからの意見を聴取し、それを踏まえて定期的に点検・評価していることを示す資料
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

なし

質保証の視点

- 地域・社会のニーズを把握するために適格なステークホルダーからの意見を聞いて、改善・向上を図っているか。

【判断例】

- ステークホルダーからの意見を聞いていない。
- 自己点検・評価を実施していない。
- 自己点検・評価の結果に基づいた改善・向上が行われていない。

質向上の視点

質向上の視点

□ 教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているか。

教育成果…「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生を育成できていること

【判断のポイント】

①教育活動の取組状況

➤ 評価の基本的な方針Ⅰ～Ⅳに示す取組状況等を基に判断。

②教育成果

➤ 教育成果を挙げていることの説明を基に判断。

(教育成果を示す根拠例)

- ・ 多面的な直接評価（授業科目の試験、成績管理、ルーブリック、eポートフォリオ、アセスメントテスト、など）の結果
- ・ 多面的な間接評価（全国学生調査、振り返りシート、ルーブリックの自己評価、など）の結果
- ・ 社会での活躍を示すデータ（就職先への調査、卒業後調査、地域内進学率、など）

※ 「評価の基本的な方針」を踏まえた優れた取組の例

(明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表に係る取組例)

- ・ 社会・地域のニーズの把握に向けた体系的・継続的な調査や産業界・自治体・卒業生等のステークホルダーとの意見交換を実施し、「養成する人材像」を定期的に見直し・再定義を行っている。
- ・ 「養成する人材像」との整合性を踏まえ、DPの見直し・改善に取り組んでいる。
- ・ DPに掲げられる資質・能力について、アセスメントに耐えうる具体性をもって定められている。
- ・ 「養成する人材像」やDPについて学生が理解し、学修計画に結び付けるような取組を行っている。

(「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制の整備に係る取組例)

- ・ 直接評価と間接評価を組み合わせた多面的な評価を盛り込むなど優れたアセスメントプランを策定している。
- ・ カリキュラム全体が体系的に設計され、学修を段階的に深化させる構造が整備されるなど、学修者本位のカリキュラムとなるよう高いレベルの創意工夫が行われている。
- ・ DPと授業科目との対応関係が学生にわかりやすい形で体系的に示されている。
- ・ 学修上の支援を必要とする学生を早期に把握し、個別相談・補習・学習支援プログラム等を効果的に行うための実施体制が整備されている。

(学生の学修成果の適切な把握と評価に係る取組例)

- ・ 大学の理念や専門分野の特色を踏まえ、学位授与の質保証と透明性を一層高めるため

の独自の工夫や先進的な取組を行っている。

- ・ DP の到達度に当たり、直接評価（授業評価、卒業研究等の評価、主要事業科目の試験等）を中心としつつ、間接評価（学生アンケート等の自己評価等）を活用するなど多面的かつ精緻な学修成果の把握や評価が行われている。
- ・ 卒業生や雇用先の調査、キャリア追跡等を活用し、卒業後の活躍状況や社会的評価を詳細に把握している。

（学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善に係る取組例）

- ・ 内部質保証システムにおいて、学生や学生団体が参画し、積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制が構築されている。
- ・ 地域社会、産業界、自治体、卒業生、外部有識者等からの積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制が構築されている。
- ・ 学修成果の可視化により得られた結果を、組織的・継続的に分析し、教育課程や授業改善、修学支援等の具体的改善に的確に活用し、独自の工夫や先進的な取組が行われている。